

東京都建築材料試験連絡協議会
コンクリート採取試験会社登録制度規程

平成23年 5月18日制定

平成24年 5月24日改定

平成28年 5月19日改定

(目的)

第1条 この規程は、建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、東京都内の建築工事現場において、コンクリート供試体の採取・製作・運搬等及びその他の検査に伴う業務(以下「採取試験業務」という。)を施工者等に代わって行う採取試験会社(要綱第2条第2項にいう「代行業者」)を登録することにより、東京都建築材料試験連絡協議会(以下「東試協」という。)の会員試験機関が行う正確かつ公正な試験の信頼性の向上に資するとともに、建築工事に於けるコンクリート強度確認検査の品質管理の信頼性の向上を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 この採取試験会社を登録する制度(以下「登録制度」という。)の対象は、原則として、東京都内で業務を行う採取試験会社とする。

(登録制度の運営方法)

第3条 登録制度の運営のため、コンクリート採取試験会社審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置する。委員の構成、委員の委嘱、任期及び業務は次の各号に定めるところによる。

- (1) 審査委員会は、学識経験者、行政庁、指定確認検査機関、一般社団法人東京都建築士事務所協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人東京建設業協会からの推薦等による委員で構成する。
- (2) 委員の定数は、20名以下とする。
- (3) 委員の委嘱は、東試協会長(以下「会長」という。)が行う。
- (4) 委員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。また、任期途中で交替した委員の任期は前任者の残存期間とする。
- (5) 審査委員会は、登録制度の運営方法等に対する審議、採取試験会社の適合性審査等「コンクリート採取試験会社審査委員会要綱」に定める業務を行う。

(審査基準)

第4条 採取試験会社として適合性を審査する基準は、別に定める「コンクリート採取試験会社審査基準」(以下「審査基準」という。)による。

- 2 東試協の会員試験機関及び採取試験会社からの審査基準に対する要望・意見についての審議は、審査委員会が行い、その結果を会長に報告する。
- 3 採取試験会社の審査は、審査基準に基づいて審査委員会が行う。

(審査結果等に対する不服申し立て)

第5条 審査結果等を不服とする者は、14日以内に文書で、東試協に申し立てを行える。なお、申し立ての審議は、審査委員会が行い、その結果を会長に報告する。

(適合通知、有効期間等)

- 第6条 審査委員会の審査に適合した会社には、適合の有効期間を付した「適合通知書」を発行する。
- 2 適合通知書の有効期限内に登録申請がない場合は、有効期限日の翌日をもって、適合は失効する。

(登録証書)

- 第7条 東試協は、登録した会社へ別に定める「コンクリート採取試験会社登録証書」(以下「登録証書」という。)を発行する。また、東試協は、登録証書を発行した会社(以下「登録会社」という。)の名簿を作成し公表する。
- 2 前項の登録は、審査委員会より「適合通知書」を発行された会社が、東試協へ「適合通知書」の有効期限内に登録申請した会社について行う。
 - 3 第1項の登録証書の有効期間は、3年間とする。
 - 4 第1項の登録証書の有効期間中に登録会社は、年に1度、審査申請時の申請事項に関する届け出を東試協に提出する。
 - 5 第1項の登録証書の有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする者は、更新の登録を受けなければならない。

(申請事項の変更)

- 第8条 登録会社が、その後審査基準に係わる申請事項及び登録証書に記載された事項に変更が生じた場合は、東試協に速やかに報告しなければならない。また、上記以外の変更の場合は第7条第4項の届け出で行う。

(審査及び登録申請)

- 第9条 登録を受けようとする会社(更新の登録を受けようとする場合を含む。)は、申請書に審査手数料及び必要書類を添えて、東試協事務局に提出する。
- 2 審査は、書類審査及び現地審査とする。
 - 3 審査及び登録の申請の受付は、毎年1回以上行う。
 - 4 審査手数料及び登録料は別に定める。

(登録会社への随時審査)

- 第10条 審査委員会は、採取試験業務の正確かつ公正な実施を確保するため、必要があると認められたときは、登録会社に対しその旨通知したうえで、採取試験業務に関する随時審査を実施することができる。
- 2 第1項の随時審査は、第9条第2項の審査と同等の効力を有するものとする。

(登録証書の再発行)

- 第11条 登録証書の紛失・消失等による再発行、あるいは記載事項の変更を希望する会社には、再発行日を明記した「登録証書」を発行する。この場合の有効期間は、従前の登録証書の残存期間とする。

(登録の取消し)

- 第12条 登録会社が次の条件のいずれかに該当した場合は、登録を取消しする。
- (1) 申請事項に虚偽・不正があったとき。
 - (2) 採取試験業務実施において、虚偽・不正を行ったとき。

- (3) 審査基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 第7条第4項の届け出及び第8条の変更を怠ったとき。
- (5) 登録の辞退の申し出があったとき。

- 2 前項各号の取消条件に該当するか否かの判断は、審査委員会が行い、その結果を会長に報告する。

(取消しの措置及び不服申し立て)

第13条 前条で登録を取消した会社に対して東試協は、取消日から起算して、7日以内に登録証書の返納を請求する。

- 2 取消しを不服とする者は、14日以内に文書で、東試協に申し立てを行える。なお、申し立ての審議は、審査委員会が行い、その結果を会長に報告する。
- 3 取消しとなった登録会社については、東試協から東京都に報告するとともに登録名簿から削除する。

(技術指導等)

第14条 本制度の目的達成のため、登録会社に対し、必要に応じて技術指導等を行う。

(事務局)

第15条 登録制度に関する事務局は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（品川区）に置く。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、あらかじめ審査委員会の意見を聴いたうえで、東試協総会の議を経て行う。

- 附 則 この規程は、平成23年 5月 18日から施行する。
- 附 則 この改定は、平成24年 5月 24日から施行する。
- 附 則 この改定は、平成28年 5月 19日から施行する。